

2020年4月3日
全国港湾19発第82号
港運同盟発20-第14号

厚生労働省 職業安定局長
局長 小林 洋 司 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日 吉 正 博



新型コロナウイルス感染拡大と「緊急事態」等への対応に関する緊急申入れ

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が深刻の度を増しています。貴省はじめ政府・自治体は、不要不急の外出自粛や、いわゆる3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避ける要請を強めています。一方、感染防止対策に当たって、医療機器や必要物資を含む貨物、或いは、国民経済を下支えするための内外貿易貨物が迅速且つ確実に輸送(移送)されることが不可欠と考えています。したがって、不安全な労働を拒否する権利があることを前提としつつも、感染リスクに晒されながら働かざるを得ない港湾労働者の安全確保を一義とし、港湾運送事業の社会的役割を発揮するために、緊急の対策とその速やかな実施が重要です。

したがって、下記の通り申し入れますので、早急に具体化し実施するよう要請します。なお、雇用主(事業主)団体である(一社)日本港運協会に対して、同趣旨の申し入れを行い、労使共通の課題として取りまとめ、貴省に別途要請することを検討している旨を付記します。

記

1. 港湾労働者の安全確保について

- (1) 就労時におけるウイルス感染防止のために、マスクなど適切な感染防具を確保し、配備を行うこと。本船の側から、マスク不着用はオンボードさせないとの対応も散見されていることを付記します。
- (2) 手洗い・うがい・消毒などの感染予防対策のために、事業所(寄り場)及び職場(本船・倉庫・ターミナル・荷役機器)の環境や当該施設の整備に必要な経費を補償すること。

- (3) 健康不安がある場合には、直ちに健康診断と治療措置が講じられるよう条件を整えることを各事業者にも周知し、通院等による欠勤は有給とし、賃金カットは行わないよう指導すること。また、感染・検査・通院等による不利益扱いをしないよう徹底すること。
- (4) 港湾労働が集団作業と荷役機器の共同使用、或いは、倉庫内・船倉内作業など、その特性からいわゆる「3密」の環境下におかれることに留意し、共有機材の消毒や作業着のこまめな交換が不可欠となることから、これらの予防措置に係る諸経費の補償を行うこと。
- (5) 外航船の船員の検疫の徹底を図ること。

2. 「緊急事態宣言」発出等における港湾運送事業の安定的継続について

- (1) 事態に対する、通勤/就労/退勤の日常全過程における、感染回避・緩和・対処方法に関する手順を「ガイドライン」として取りまとめ、事業所単位・地区(港)単位で履行するよう指導すること。なお、「ガイドライン」の履行にあたっての必要経費について補償すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止に係る事由の如何なる場合でも、賃金カットなどの労働条件の切り下げや解雇などの雇用調整は行わないよう指導すること。
- (3) 経済の悪化による事業見通しの困難さを解消するため、法人税など諸税の減免、社会三保険の事業者負担分の一時的免除、雇用維持のための事業主負担なしの補償措置など必要な措置を政府として担保させること。

以 上